鶴岡市農業委員会第 21 回西部農地部会議事録							
日 時場 所							
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘						
出 席 推進委員	1番 須田 進二 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一         5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩         10番 野村 仁         13番 本間 誠 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢						
遅参委員	なし						
早退委員	なし						
大席委員 4番 丸山 成章委員 2番 原田 政幸推進委員 9番 菊地 勝三推進委員 11番 佐藤 泰仁推進委員 12番 佐藤 克久推進委員							
事務局	事務局     局長     佐藤 友志     局長補佐     池原 政志       主査     坂田 英勝     調整専門員     北山 武徳       調整主任     金内 かんな     主事 齋藤 柊士       鶴岡分室調整主任     斎藤 智博     温海分室専門員     内山 晋也						
1. 開会         2. 議事録署名委員の選出         3. 会期の決定         4. 報告         5. 議事         6. 農業者年金の裁定請求について         7. 閉会							
	開 会 午後1時30分						
議長	本日の欠席届は 4 番 丸山 成章委員 2 番 原田 政幸推進委員 9 番 菊地 勝三推進委員 11 番 佐藤 泰仁推進委員 12 番 佐藤 克久推進委員です。 遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 21 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。						
	(異議なしの声あり)						
議長	異議ないものと認め、1番 五十嵐 覚委員、2番 荻原 優太委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。						

			(異議なしの声あり)					
			異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。					
			英識なして認め、本部云の云朔は平日一日限りと伏足いたします。					
			報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について					
-3/-		1	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
議		長	報告第3号 農地の転用事実に関する照会について					
			報告第4号 許可を要しない農地の転用について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について					
			を一括上程いたします。					
			事務局の説明を求めます。					
			(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫					
			(説 明)≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫					
事	務	局	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫					
			(説 明) ≪報告第4号 許可を要しない農地の転用について≫					
			(説 明) ≪報告第5号 農地法第5条の規定による届出について≫					
議		長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。					
			(発言者なし)					
			それではないようですので質疑に入ります。					
議		長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い					
			します。					
事	答	局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫					
議		長	ありがとうございました。では現地調査について担当委員の報告をお願いします。 初めに鶴7、鶴8についてお願いします。2番荻原優太委員。					
			2番の荻原です。鶴7、鶴8ですが8月2日に私と榎本推進委員と事務局の齋藤さ					
			んで現地調査に行ってきました。大山の向町というところで、大山の工業団地の南側					
			の方になります。1-4 と 4-2 ですが、面している農地になります。月山福祉会は、今					
			事務局の方から色々説明が話ありましたが障害者施設ということで、今までも農地を 取得した経緯もありますが、周辺とのトラブルもなく、適正に管理をしているようで					
2 番委	員		す。また事務局からの報告で確認しておりますが、取得後の計画ということで農地に					
			ビニールハウス等整備を検討しているということもありますし、宅地と面しておりま					
			して、宅地の方もすでに所有済みということであります。そちらの方に福祉施設の研					
			修所や直売所の設置を考えており、例外規定に当たるということで3条第2項の不許					
			可に非該当になるということで確認しております。以上です。 はい、ありがとうございました。					
議		長	それでは鶴9について担当委員から報告をお願いします。6番吉住喜之委員。					
			6 番吉住です。年金受給継続のための使用貸借でありまして、全ての農地を家族で					
6番委員			しっかり耕作していることを確認しております。許可要件の全て満たしていることを					
			報告します。					
議 長 はいありがとうございました。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願います。								
			(発言者なし)					
			ないようですので質疑を終結し採決を行います。					
議		長	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めま					
			す。					

			(全員挙手)						
議		長	ありがとうございました。全員賛成により議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請については原案通り決しました。 続きまして事務局より説明をお願いします。						
事	務	局	(説 明)≪議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について≫						
議 長 2番委員			ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。2番荻原優太委員。 2番荻原です。先ほどと同じように8月2日現地確認してまいりました。大山の馬町ですが、そちらは土地改良事業の施行区域外で宅地化の状況が著しいということであります。そのために第3種農地と判定されております。こちらの建設計画ですが、北側の方の畑と面しているのですが、境界にブロック塀を設けるということで畑の方には土砂の流出など営農への支障はないということであります。ですので5条第2項各項の不許可の事例には該当しないものと思われます。以上報告終わります。						
議		長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。						
			(発言者なし)						
議		長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めま す。						
			(全員挙手)						
議		長	全員賛成により議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については原案通り 決しました。 続きまして議案第3号農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお 願いします。						
事	務	局	(説 明)≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫						
議		長	ありがとうございました。なお農用地利用集積計画(案)については8月5日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。						
(発言者なし)									
議		長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第3号農用地利用集積計画 (案)の決定について賛成委員の挙手を願います。						
			(全員賛成)						
議		長	ありがとうございました。全員賛成により議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の 決定について原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了しました。これをもちまして第 21 回西部農地部会を 閉会いたします。次回は9月8日(木)午後1時30分より藤島庁舎3階大会議室で行います。鶴岡地域の現地調査は9月1日(木)3番坂東陽水委員、長谷川浩之推進員で す。よろしくお願いいたします。						
			閉 会 午後1時57分						

議	佐藤 康弘		
議 事 録 署名委員	五十嵐 覚	_	
議事録署名委員	<u> </u>		
	議 事 録 署名委員 議 事 録	議事録     署名委員   五十嵐 覚     議事録	議事録     署名委員   五十嵐 覚     議事録